四九一月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五五九、二〇〇円に、上欄で四九一月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
五〇三月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五七三、八二〇円に、上欄で五〇三月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
五一五月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	五八八、四六〇円に、上欄で五一五月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二二〇円を加えて得た額
五二七月に一月から一二月までの月数をそれぞれ加えて得た月数	六〇三、一二〇円に、上欄で五二七月に加えた月数に応じて、当該加えた月数の一月につき一、二四〇円を加えて得た額
五四〇月	六一九、二三〇円

付録第一（第九条関係）

$$A\times\frac{P}{1000}+B$$

備考

A、P及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額

P　退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

B　各月数のうちAの算定に用いた月数を被共済者の掛金納付月数に通算し退職金共済契約の効力が生じた日に当該被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額

付録第二（第十五条関係）

$$A\times\frac{P}{1000}+B$$

備考

A、P及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　各月数に対応する別表第五の下欄に定める金額

P　退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額

B　退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から各月数のうちAの算定に用いた月数分遡つた月において同日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下「みなし加入日」という。）に退職金共済契約の効力が生じ、当該みなし加入日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金がPに相当する額の掛金月額により納付され、かつ、当該退職金共済契約の効力が生じた日に被共済者が退職したものとみなした場合に法第十条第二項第三号ロの規定により算定される金額（みなし加入日が平成三年四月一日前の日である場合においては、同号ロ中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」として算定される金額）

（独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正）

第二条　独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構法施行令

第十四条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条第一項第二号中「第六条第三項第一号」を「第七条第三項第一号」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条を第十三条とする。

第十一条第一項中「独立行政法人労働者健康福祉機構債券原簿」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券原簿」に改め、同条第二項第三号中「第六条第三項第一号」を「第七条第三項第一号」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第二項中「第六条第三項第一号」を「第七条第三項第一号」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項中「独立行政法人労働者健康福祉機構債券申込証」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券申込証」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とする。

第一条中「独立行政法人労働者健康福祉機構法（以下「法」という。）」を「法」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構債券」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券」に改め、「又は第二号」を削り、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（評価委員の任命等）

第一条　独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号。以下「法」という。）第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき厚生労働大臣が任命する。

一　財務省の職員　一人

二　厚生労働省の職員　一人

三　独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）の役員　一人

四　学識経験のある者　二人

2　法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3　法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課において処理する。

（医療法施行令の一部改正）

第三条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の六中「第七条の二第七項」を「第七条の二第八項」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第四条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第四項中「、労災リハビリテーション作業所」を削り、同条第五項から第七項までの規定中「、労災リハビリテーション作業所の長」を削る。